

木城町告示第15号

令和元年第2回木城町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成31年4月25日

木城町長 半渡 英俊

1 期 日 令和元年5月8日（水）午前9時

2 場 所 木城町議会議場

○開会日に応招した議員

久保富士子君

桑原 勝広君

森 伸夫君

眞鍋 博君

中武 良雄君

黒木 泰三君

後藤 和実君

甲斐 政治君

原 博君

神田 直人君

○応招しなかった議員

令和元年 第2回(臨時)木城町議会会議録(第1日)

令和元年5月8日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和元年5月8日 午前9時00分開会

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

追加議事日程(第1号)の追加1

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 副議長の選挙

日程第5 常任委員の選任

日程第6 議会運営委員の選任

日程第7 特別委員会の設置及び付託

日程第8 宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出

日程第9 高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙

日程第10 西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙

日程第11 一ツ瀬川宮農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙

日程第12 町長あいさつ

日程第13 議案第26号 専決処分の承認を求めるについて(木城町税条例等の一部を改正する条例)

日程第14 議案第27号 専決処分の承認を求めるについて(木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第15 議案第28号 専決処分の承認を求めるについて(平成30年度木城町一般会計補正予算 第10号)

日程第16 議案第29号 専決処分の承認を求めるについて(平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算 第6号)

日程第17 議案第30号 専決処分の承認を求めるについて(平成30年度木城町介護保険特別会計補正予算 第6号)

日程第18 議案第31号 監査委員の選任について

- 日程第19 委員会付託の省略
 - 日程第20 議案に対する質疑
 - 日程第21 各委員会の閉会中の調査
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長選挙

追加議事日程（第1号）の追加1

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 副議長選挙
- 日程第5 常任委員の選任
- 日程第6 議会運営委員の選任
- 日程第7 特別委員会の設置及び付託
- 日程第8 宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出
- 日程第9 高鍋・木城衛生組合議会議員選挙
- 日程第10 西都児湯環境整備事務組合議会議員選挙
- 日程第11 一ツ瀬川宮農飲雑用水広域水道企業団議会議員選挙
- 日程第12 町長あいさつ
- 日程第13 議案第26号 専決処分の承認を求めるについて（木城町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第14 議案第27号 専決処分の承認を求めるについて（木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第15 議案第28号 専決処分の承認を求めるについて（平成30年度木城町一般会計補正予算 第10号）
- 日程第16 議案第29号 専決処分の承認を求めるについて（平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算 第6号）
- 日程第17 議案第30号 専決処分の承認を求めるについて（平成30年度木城町介護保険特別会計補正予算 第6号）
- 日程第18 議案第31号 監査委員の選任について
- 日程第19 委員会付託の省略

日程第20 議案に対する質疑

日程第21 各委員会の閉会中の調査

出席議員（10名）

1番 久保富士子君	2番 桑原 勝広君
3番 森 伸夫君	5番 眞鍋 博君
6番 中武 良雄君	7番 黒木 泰三君
8番 後藤 和実君	9番 甲斐 政治君
10番 原 博君	11番 神田 直人君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 河野 浩俊君	議事調査係長 内野宮克俊君
書記 橋本 正枝君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	横田 学君
教育長	中竹 聖子君	総務財政課長	中井 諒二君
会計管理者	津江 邦彦君	まちづくり推進課長	西田 誠司君
環境整備課長	吉岡 信明君	教育課長	萩原 一也君
税務課長	黒木 宏樹君	福祉保健課長	小野 浩司君
町民課長	藤井 学君	産業振興課長	淵上 達也君

午前9時00分開会

○事務局長（河野 浩俊君） 皆さま、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは、皆さま、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

議会事務局長の河野浩俊です。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会であります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で、年長の議員が、臨時に議長の職務を行うことになっております。

黒木泰三議員が年長でありますので、ご紹介いたします。黒木泰三議員、議長席をお願いいたします。

○臨時議長（黒木 泰三君） ただいま、紹介されました黒木泰三です。地方自治法第107条の規定により、臨時に、議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

このたびの木城町議会議員選挙におきまして、お互い当選の榮譽を担って議席を得たところがございます。

初対面の方もおられるようですので、議員の皆さまの標柱番号1番から順に自席から自己紹介をお願いいたします。それでは、1番からお願いします。

○議員（1番 久保富士子君） 皆さん、おはようございます。高城の町上から出させていただきます久保富士子と言います。よろしくお願いいたします。これから4年間、皆さまと一緒に木城町のために頑張っていきたいと思っております。ご指導よろしくお願いいたします。

○臨時議長（黒木 泰三君） 2番、お願いします。

○議員（2番 桑原 勝広君） おはようございます。高城町上から出ています桑原勝広でございます。4年間、皆さんと前向きに町政にかかわっていけたらと思っておりますので、全力尽くしますので、よろしくお願いいたします。

○臨時議長（黒木 泰三君） 3番、お願いします。

○議員（3番 森 伸夫君） おはようございます。出店北の森伸夫でございます。今、大変心地よい緊張の中で出席をさせていただいております。対立と協調を目標に、バランスよく議会に参加できたらというように考えております。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（黒木 泰三君） 5番、お願いします。

○議員（5番 眞鍋 博君） 比木地区出身、2期目の眞鍋です。名前だけの議員にならないように、しっかりと職務を全うしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（黒木 泰三君） 6番、お願いします。

○議員（6番 神田 直人君） おはようございます。石河内出身の神田直人です。2期目です。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（黒木 泰三君） 7番、お願いします。

○議員（7番 中武 良雄君） おはようございます。高城在の中武良雄です。2期目ということで、私も大分、公約で言ってきたわけですがけれども、1期目は勉強、勉強ということでしたけれど、2期目はやはり実力を発揮しなきゃいけないということで、ちょっと緊張感をもって行いた

と思います。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（黒木 泰三君） 8番、黒木でございます。川原から出ております。よろしくお願いいたします。

9番、お願いします。

○議員（9番 後藤 和実君） 3期目の後藤和実です。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（黒木 泰三君） 10番、お願いします。

○議員（10番 甲斐 政治君） 皆さん、おはようございます。出店南出身の甲斐政治です。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（黒木 泰三君） 11番、お願いします。

○議員（11番 原 博君） おはようございます。田神出身の原です。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（黒木 泰三君） ありがとうございます。

続いて、執行部の皆さまは、町長から順にお願いいたします。

○町長（半渡 英俊君） さきの町長選挙で、2期目の町政を担うことになりました半渡英俊です。未来志向で、まちづくり、人づくり、そして人口減少対策を、先頭に立って、全力投球で取り組んでまいりたいと考えております。

どうか、よろしくお願いいたします。

○臨時議長（黒木 泰三君） 順にお願いします。

○副町長（横田 学君） 副町長の横田学です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○総務財政課長（中井 諒二君） おはようございます。総務財政課長をしております中井諒二でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○産業振興課長（淵上 達也君） おはようございます。産業振興課長の淵上です。農業委員会事務局局長を併任しております。よろしくお願いいたします。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） おはようございます。4月よりまちづくり推進課に参りました西田といいます。よろしくお願いいたします。

○環境整備課長（吉岡 信明君） おはようございます。私も4月から環境整備課の吉岡です。よろしくお願いいたします。

○教育長（中竹 聖子君） おはようございます。教育長の中竹聖子でございます。これから一生懸命、また一緒に頑張りたいと思いますが、ご支援、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○教育課長（萩原 一也君） おはようございます。教育課長の萩原一也でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○町民課長（藤井 学君） おはようございます。町民課長の藤井学と申します。よろしくお願
いします。

○福祉保健課長（小野 浩司君） おはようございます。福祉保健課長の小野浩司と申します。地
域包括支援センターの所長も兼務をしております。どうぞよろしくお願いいいたします。

○会計管理者（津江 邦彦君） 会計管理者の津江と申します。よろしくお願いいいたします。

○税務課長（黒木 宏樹君） おはようございます。今日初めて議場に参りました税務課長の黒木
でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○臨時議長（黒木 泰三君） ありがとうございます。

それでは、ただいまから令和元年第2回木城町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付した議事日程第1号のとおりであります。これから
しばらくは、議会の構成等にかかる議事を進めますので、執行部の皆さまは、一部事務組合議会
議員の選挙が終了するまで退場をお願いいたします。入場いただくときは、改めてご案内をいた
します。

ここでしばらく休憩といたします。

午前9時07分休憩

午前9時08分再開

○臨時議長（黒木 泰三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1. 仮議席の指定

○臨時議長（黒木 泰三君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2. 議長の選挙

○臨時議長（黒木 泰三君） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指
名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（黒木 泰三君） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行う
ことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っております。こ

れにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（黒木 泰三君） ご異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

議長に、神田直人君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名をいたしました神田直人君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（黒木 泰三君） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました神田直人君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました神田直人君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

議長に当選されました神田直人君をご紹介いたします。登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。

○議員（6番 神田 直人君） ご挨拶を申し上げます。

皆さまにはご推挙を賜りまして、まことにありがとうございます。今は責任の重さに身が引き締まる思いがしております。これから10人一丸となって、心を1つに、さまざまな課題に取り組めるよう努めてまいります。どうか、皆様方のご支援、またご協力をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○臨時議長（黒木 泰三君） 挨拶が終わりました。

承諾されたものと認めます。

以上で、臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

神田直人議長は議長席にお着き願います。

ここでしばらく休憩といたします。

午前9時12分休憩

午前9時13分再開

○議長（神田 直人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これからの議事日程については、追加議事日程第1号の追加1として、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。追加議事日程第1号の追加1については、本案のとおりといたすところにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） ご異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第1号の追加1は、本案のとおり決定いたしました。

日程第1. 議席の指定

○議長（神田 直人君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、1番、久保富士子君、2番、桑原勝広君、3番、森伸夫君、5番、眞鍋博君、6番、中武良雄君、7番、黒木泰三君、8番、後藤和実君、9番、甲斐政治君、10番、原博君、11番、私、神田直人、以上のとおり指定いたします。

それぞれ変更いたしますので、それぞれの議席に移動をお願いいたします。

移動のため、しばらく休憩といたします。

午前9時14分休憩

午前9時15分再開

○議長（神田 直人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2. 会議録署名議員の指名

○議長（神田 直人君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、1番、久保富士子君、2番、桑原勝広君を指名いたします。

日程第3. 会期の決定

○議長（神田 直人君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日5月8日の1日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日5月8日の1日間に決定いたしました。

日程第4. 副議長の選挙

○議長（神田 直人君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） ご異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に中武良雄君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました中武良雄君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました中武良雄君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました中武良雄君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

副議長に当選されました中武良雄君をご紹介します。登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。

○議員（6番 中武 良雄君） ただいま、議長より指名推選をいただきました中武です。微力ではありますが、議長の補佐役として、一生懸命頑張りたいと思えますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（神田 直人君） 挨拶が終わりました。

承諾されたものと認めます。

日程第5. 常任委員の選任

○議長（神田 直人君） 日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により、総務常任委員に森伸夫君、眞鍋博君、後藤和実君、原博君、私、神田直人の5名を、産業文教常任委員に久保富士子君、桑原勝広君、中武良雄君、黒木泰三君、甲斐政治君の5名をそれぞれ指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました諸君を、

それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第7条の規定により、各常任委員会において委員長及び副委員長を互選していただきますので、しばらく休憩といたします。

午前9時21分休憩

午前9時21分再開

○議長（神田 直人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

総務常任委員会委員長に、眞鍋博君、副委員長に森伸夫君、産業文教常任委員会委員長に、黒木泰三君、副委員長に、桑原勝広君が互選されました。

日程第6. 議会運営委員の選任

○議長（神田 直人君） 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により、久保富士子君、桑原勝広君、眞鍋博君、黒木泰三君、原博君の5名を指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第7条の規定により、議会運営委員会において委員長及び副委員長を互選していただきますので、しばらく休憩といたします。

午前9時23分休憩

午前9時23分再開

○議長（神田 直人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に原博君、副委員長に久保富士子君が互選されました。

日程第7. 特別委員会の設置及び付託

○議長（神田 直人君） 日程第7、特別委員会の設置及び付託を議題といたします。

お諮りいたします。委員会条例第5条の規定によって、議会広報編集に関する調査については、4人の委員で構成する議会広報編集特別委員会を、新田原基地対策に関する調査については、同じく4名の委員で構成する新田原基地対策特別委員会を設置し、それぞれに付託して、調査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） ご異議なしと認めます。したがって、議会広報編集に関する調査については、4人の委員で構成する議会広報編集特別委員会を、新田原基地対策に関する調査については、同じく4名の委員で構成する新田原基地対策特別委員会を設置し、それぞれに付託して、調査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました特別委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により、議会広報編集特別委員会の委員の選任については、久保富士子君、森伸夫君、中武良雄君、黒木泰三君の4名を、新田原基地対策特別委員会の委員の選任については、桑原勝広君、黒木泰三君、後藤和実君、原博君の4名を指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました諸君を、それぞれの特別委員に選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第7条の規定により、各特別委員会において委員長及び副委員長を互選していただきますので、ここでしばらく休憩といたします。

午前9時25分休憩

午前9時25分再開

○議長（神田 直人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各特別委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

議会広報編集特別委員会委員長に中武良雄君、副委員長に森伸夫君、新田原基地対策特別委員会委員長に原博君、副委員長に後藤和実君が互選されました。

日程第8. 宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出

○議長（神田 直人君） 日程第8、宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出を行います。

宮崎県東児湯消防組合議会議員については、組合規約第5条の規定により「関係町の議会の議長」及び「関係町の議会において選出した議員1名」となっております。したがって、本町議会からは、議長のほかに1名を選出することになります。

お諮りいたします。選出の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） ご異議なしと認めます。したがって、選出の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

宮崎県東児湯消防組合議会議員に、眞鍋博君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました眞鍋博君を宮崎県東児湯消防組合議会議員に選出することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） ご異議なしと認めます。したがって、宮崎県東児湯消防組合議会議員には、議長のほかに眞鍋博君を選出することに決定いたしました。

ただいま宮崎県東児湯消防組合議会議員に選出されました眞鍋博君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

承諾されたものと認めます。

日程第9. 高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙

○議長（神田 直人君） 日程第9、高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙を行います。

高鍋・木城衛生組合議会議員については、組合規約第5条及び第6条の規定により「関係町の議会において議員の中から3名を選挙する」ことになっております。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

高鍋・木城衛生組合議会議員に、中武良雄君、眞鍋博君、黒木泰三君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました、中武良雄君、眞鍋博君、黒木泰三君を高鍋・木城衛生組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました、中武良雄君、眞鍋博君、黒木泰三君が高鍋・木城衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま、高鍋・木城衛生組合議会議員に当選されました、中武良雄君、眞鍋博君、黒木泰三君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

承諾されたものと認めます。

日程第10. 西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙

○議長（神田 直人君） 日程第10、西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙を行います。

西都児湯環境整備事務組合議会議員については、組合規約第5条の規定により「関係市町村の議会において議員の中から2名を選挙する」ことになっております。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

西都児湯環境整備事務組合議会議員に、眞鍋博君と私、神田直人を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました眞鍋博君と私、神田直人を西都児湯環境整備事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました眞鍋博君と私、神田直人が西都児湯環境整備事務組合議会議員に当選されました。

ただいま西都児湯環境整備事務組合議会議員に当選されました眞鍋博君と私、神田直人が議場におりますので、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。
承諾されたものと認めます。

日程第11. 一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙

○議長（神田 直人君） 日程第11、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員については、企業団規約第7条の規定により「関係町の議会においての議員のうちから1名を選挙する」及び「関係町の長または副町長のうちから1名を選挙する」となっております。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員に、私、神田直人及び町長の半渡英俊君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました、私、神田直人、町長の半渡英俊君を一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました、私、神田直人、町長の半渡英俊君が一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま指名いたしました、神田直人が一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員に当選いたしました。よって、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をします。

承諾させていただきます。

ここで、執行部の入場を求めますので、しばらく休憩といたします。

なお、9時50分より再開することといたします。

午前9時35分休憩

午前9時44分再開

○議長（神田 直人君） 時間前ではございますけれども、全員お揃いですので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の皆様には、大変お待たせをいたしました。

先ほどの議長選挙によりまして新しく議長になりました神田直人です。執行部の皆様に一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、議員の皆様の推挙をいただき、議長の大役を担うことになりました。どうか、よろしく願いいたします。

今、議会に対する厳しい指摘がありますが、真摯に受けとめ、見直すとともに、議会議員に与えられた権限をしっかりと果たし、町民の皆様に見える議会議員を目指して取り組んでいきたいと思っております。執行部におかれましても、二元代表制の原理に基づき議会、執行部が、それぞれ審議を尽くしてその目的が達成されますよう、ご協力をお願いいたします。以上で、ご挨拶を終わります。

新しい議会構成は、お手元に配付いたしました議会構成表のとおりです。

なお、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙において「町長または副町長のうちから選挙する1名」については、半渡英俊町長が当選されましたので、ここで告知いたします。承諾されたものと認めます。

日程第12. 町長あいさつ

○議長（神田 直人君） 日程第12、町長あいさつを行います。

先に行われました町長選挙後、最初の議会になりますので、ここで町長よりご挨拶をいただきたいと思います。町長。

○町長（半渡 英俊君） おはようございます。徳仁天皇のご即位、そして令和という元号のもとの初めての臨時議会であります。貴重なお時間をいただきまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

4月16日告示、21日投開票の統一地方選挙におきまして、木城町議会議員に当選されました経験豊かな議員及び新進気鋭の議員の皆さま方に、衷心より、お祝いとお喜びを申し上げます。

今後、木城町の発展と町民の福利向上にご指導とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、私ごとではありますませんが、同じく、町長選挙におきまして、引き続き2期目の町政運営を

担ってまいります。

議員の皆さまを初め、町民の皆さまからお寄せいただきました期待と負託に対し、身の引き締まる思いであります。

町民との協働による「継続～挑戦～発展」という信念のもと、初心を忘れず、日々新、全力投球で、「人が元気、地域が元気、住んでよかったと思えるまちづくり」に取り組む決意であります。

議員の皆さま方のご指導、ご鞭撻、ご協力をお願い申し上げ、町長挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（神田 直人君） 町長のご挨拶が終わりました。

日程第 13. 議案第 26号

日程第 14. 議案第 27号

日程第 15. 議案第 28号

日程第 16. 議案第 29号

日程第 17. 議案第 30号

日程第 18. 議案第 31号

○議長（神田 直人君） それでは、これより議案上程を行います。

提出されました日程第 13、議案第 26号から日程第 18、議案第 31号に至る議案について朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 令和元年第 2 回木城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには、何かとご多用の中に、ご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

ただいま上程いただきました、議案第 26号から議案第 31号に至る 6 議案について、一括して、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第 26号。議案第 26号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、木城町税条例等の一部を改正する条例であります。地方税法の一部が改正され、平成 31 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、木城町税条例等の一部改正が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 31 年 3 月 29 日に専決処分をしましたので、同条例第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

主な改正点は、1 つ目に法律改正に伴う規定・定義等の整備及び改正。2 つ目、個人の町民税の非課税範囲の変更。3 つ目、軽自動車税の税率の特例の改正。4 つ目、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の新設等であります。

次に、議案第27号。議案第27号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。地方税法の一部が改正され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、木城町国民健康保険税条例の一部改正が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

なお、改正点は、1つ目、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ。2つ目、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しであります。

次に、議案第28号。議案第28号は専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、平成30年度木城町一般会計補正予算（第10号）であります。議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算（第10号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ6,654万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ45億7,469万1,000円にするものであります。

歳入の主なものは、町税増額3,344万1,000円、地方消費税交付金増額1,948万9,000円、地方交付税増額1,296万3,000円、町債減額1,850万円、繰入金減額247万円、諸収入減額178万円等であります。

歳出の主なものは、総務費増額4,891万9,000円、消防費増額4,495万9,000円、予備費増額3,575万3,000円、民生費減額3,074万4,000円、農林水産業費減額870万6,000円、商工費減額692万3,000円等であります。

次に、議案第29号。議案第29号は専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）であります。

議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算（第6号）は、予算の総額から歳入歳出それぞれ、3,516万9,000円を減額し、予算の総額を、それぞれ6億9,184万1,000円にするものであります。

歳入は、県支出金減額3,748万4,000円、繰入金減額196万円、諸収入増額427万5,000円であります。

歳出は、保険給付費減額3,521万円、保険事業費減額50万円、予備費増額54万

1,000円であります。

次に、議案第30号。議案第30号は専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、平成30年度木城町介護保険特別会計補正予算（第6号）であります。

議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算（第6号）は、保険事業勘定の歳出予算において、歳出予算を組み替え、予備費減額3万3,000円、保険給付費増額2万円、諸支出金増額1万3,000円にするもので、予算の総額に変更はありません。

最後に、議案第31号。議案第31号は監査委員の選任についてであります。

議員のうちから選任しておりました後藤和実委員が、平成31年4月30日をもって、議員の任期を満了したため、新たに黒木泰三氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議のうえ、ご賛同賜りまして、承認及び同意をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（神田 直人君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

日程第19. 委員会付託の省略

○議長（神田 直人君） 日程第19、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第26号から議案第31号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号から議案第31号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第20. 議案に対する質疑

○議長（神田 直人君） 日程第20、議案に対する質疑を行います。

これより、提案されました議案第26号から議案第31号に至る議案に対し、1議案ごとの質疑を行います。なお、議案第31号については、審議の関係上、議案第26号から議案第30号に至る議案に対する質疑・討論・採決を行った後に質疑を行うことといたします。

まず、議案第26号専決処分の承認を求めるについて（木城町税条例等の一部を改正する条

例)を議題といたします。

議案第26号に対する質疑はありませんか。10番、原博君。

○議員(10番 原 博君) 先ほど町長の説明で4つの変更理由があったのですが、これについて詳細を。説明をお願いします。

○議長(神田 直人君) 税務課長。

○税務課長(黒木 宏樹君) まず1つ目の個人住民税の非課税範囲の変更についてですが、これについては、子供の貧困に対応するため、事実婚状態ではないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けている人で、前年の合計所得が135万円以下である1人親に対して個人住民税を非課税とする措置を講ずるものが、まず1点目。

2点目が、軽自動車税の税率の特例の改正についてですが、これについてはグリーン化特例というのが今あるんですけども、これについて現行制度を2年間延長して、平成34年度から電気自動車等だけの減税にするというような改正になっております。

それから3番目の軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の新設についてですが、これについては消費税引き上げに伴いまして、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について環境性能割の税率を1%軽減するというような内容になっております。

以上です。

○議長(神田 直人君) ほかに質疑はありませんか。10番、原博君。

○議員(10番 原 博君) 4つとあったが、3つではなかったですか。

○議長(神田 直人君) 税務課長。

○税務課長(黒木 宏樹君) もう1つは、法の改正によって、条ずれとかそういったものがありますので、そういったものを含めて1つ目の説明をしております。

以上です。

○議長(神田 直人君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(神田 直人君) 以上で、本案に対する質疑を終わります。

次に、議案第27号専決処分の承認を求めるについて(木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

議案第27号に対する質疑はありませんか。10番、原博君。

○議員(10番 原 博君) 引き上げの理由と減額の見直しについての説明をもう一度お願いします。

○議長(神田 直人君) 税務課長。

○税務課長（黒木 宏樹君） 引き上げの理由については、法の改正によってなっているものでありまして、基礎の賦課の限度額を58万から61万円、3万円上げるといような改正になっております。

以上です。

○議長（神田 直人君） 10番、原博君。

○議員（10番 原 博君） 法の改正に基づいてやっているのはわかるのですが、その詳細について少し説明をお願いします。

○議長（神田 直人君） 税務課長。

○税務課長（黒木 宏樹君） 高所得者の基礎賦課限度額というのがあるのですが、これ以上は保険税を取らないというような。その限度額を上げたという改正です。3万円分上げたということです。

○議長（神田 直人君） ほかに質疑はありませんか。9番、甲斐政治君。

○議員（9番 甲斐 政治君） この引き上げによって、健康保険税の運用が毎年繰入金を行っていくわけですが、これによってそれが少しでも緩和されるのかどうか、見通しはどうでしょうか。

○議長（神田 直人君） 税務課長。

○税務課長（黒木 宏樹君） 見通しとしては、高所得者層の限度額を上げていますので、高所得者については上がると。ただ、低所得者については、そんなに上がらない、変わらないという形です。国保税としては、対象者がうちの場合は去年の段階で17世帯でしたので、そんなには上がらないのかなと思っております。

○議長（神田 直人君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） 以上で、本案に対する質疑は終わります。

次に、議案第28号専決処分の承認を求めるについて（平成30年度木城町一般会計補正予算第10号）を議題といたします。

議案第28号に対する質疑はありませんか。10番、原博君。

○議員（10番 原 博君） 33ページの負担金補助及び交付金の中のマイナス300万円、それと重度心身障害者医療費の730万円の減額についてと、39ページの農業振興費の中のマイナス189万5,000円と畜産業費の中の優良家畜導入更新奨励補助金のマイナス200万円の説明と、41ページの商工振興費の中の484万6,000円、この減額についての説明をお願いいたします。

○議長（神田 直人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） まず、33ページの負担金補助及び交付金の300万円の減額

であります。地域ふれあい支え合い事業補助金というのを実施しております、その分の執行残に伴います減額であります。重度心身医療費の扶助費の730万円の減額であります。当初予算で計上しておりました現在行っております身体障害者1、2級、並びに療育手帳Aと精神障害者にかかります全ての医療費の軽減の扶助費の当初予算分の計上額と対象費用の減額となって、減額幅が730万円となっているところであります。

以上です。

○議長（神田 直人君） 産業振興課長。

○産業振興課長（淵上 達也君） 39ページの農業振興費の補助金の189万5,000円の減額ですが、まず被災農業者向け経営体育成支援事業。台風の被害によって、国、県、あと町の補助を足してやるものであります。国に申請していたものの中で、町単独にしかない部分が出てきましたので、町単独のほうに振り替えるということで、県のこの経営体支援事業でやる部分を140万円ほど減額しました。あと有機JASの認証取得支援事業補助金が100万円組んであります。本年度については45万9,000円を補助いたしましたので、残りの部分を減額して、189万5,000円減額するものであります。

それから、優良家畜導入更新奨励事業補助金外ですが、これにつきましては、まず白木八重牧場の補助金に対して、実績に伴いまして10万円の減額。それから、肉用牛生産基盤強化促進事業の優良家畜導入などの補助金を実績に伴いまして150万円減額しております。それから、乳用牛の補助金ですが、これについても実績に伴いまして30万円の減額。それから、牛白血病対策事業も実績で、それほどいらなかったということで。あわせて200万円の減額ということになります。

以上です。

○議長（神田 直人君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 予算書の40、41ページになります。商工費の商工振興費委託料減額484万6,000円についてです。主なものといたしまして、こちら比木地区の青柳地区に対しまして、町のほうで誘致企業団地として造成予定のため測量設計を行いました。面積につきましては約3ヘクタールです。当初契約では1,370万円ほどで契約をしたのですが、現地調査、測量を行っている中で、今後造成を行うに際し、経費が多額にかかるということで基本測量と平面図作成までを実施しております。それに伴い委託料を450万円ほど減額しております。結果、この委託料につきましては、925万円ほどとなっております。なお、この造成にかかる経費が多額になるということに関しましては、測量を行っていく中で判明したものであります。

以上です。

○議長（神田 直人君） 10番、原博君。

○議員（10番 原 博君） もう1回39ページです。農業費の機構集積協力金ですが、この252万円についても1回説明をお願いします。

○議長（神田 直人君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渚上 達也君） 機構集積協力金というのは、中間管理機構等を通して農地の集積を行っていくものに対して、国のほうからいただくお金を直接住民のほうに支払う制度であります。その今年度の実績が202万9,000円ほどであったということで、差額の252万円を減額するものでございます。

以上です。

○議長（神田 直人君） 10番、原博君。

○議員（10番 原 博君） その減った理由はなにか、わかっていますか。なぜ少なくなつたか。

○議長（神田 直人君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渚上 達也君） 減ったということではなく、本年度の当初で、ある程度の面積を予定していましたが、その面積に対して農地中間管理機構を通さずに直接相対で貸すというような形で、同意が得られなかった部分がございますので、その分を減額するものであります。

○議長（神田 直人君） ほかに質疑はありませんか。6番、中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） 37ページの健康マイレージ関係の報償費です。これが30万円減額と。これは、私も使っていたことがあります。どれほど町民の方がこれを利用されているのか。本当にこれが必要なのかという気も、若干しております。状況がどういう状態になっているのかをお聞きしたいのと、もう1点、下のほうの女性がん診査委託料です。最近乳がんの女性が結構多いわけですが、どういった形のがん診査をされていて、この100万円減額は検診者が少なかったからそうなったのか。その辺の状況をお聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） まず、健康マイレージ事業についてです。30年度から事業内容を一部拡大をして、ポイント付加をかけております。したがって、一般健康診査に加えまして、社会保険等の人間ドック等も対象にして、あわせまして母子保健にかかります乳幼児その他健診、そういったものも全部ポイントにするという形で拡充をしたところであります。30年度につきましても一定対象者数が増加するというので、当初予算の計上をしていた関係があります。それに対して、ポイント還元した金額の実績に基づいて今回30万円を減額させていただいているという形であります。

女性がん検診委託料ですが、ほかの検診委託等と同じように、全て町内対象者に対してハガキ

や案内文書で周知をしております。乳がん、もしくは子宮がん、そういったものが女性がんの対象検診ですが、その中で30年度に実際に、個別検診、集団を含めて、受けられました方の対象者数で実績が出てくる形でありますので、一応案内周知については、町内全域、全対象者に出しておりますので、その中の実績額で今回100万円という減額が出ているという形であります。

以上です。

○議長（神田 直人君） 6番、中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） 減額したのはよくわかりますが、その利用状況は年々どうなっているのか。始めた時期は、マイレージのほうはまだ浅いですがけれども、その利用が増えているのか減っているのか、その状況を教えてください。

○議長（神田 直人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） マイレージ事業につきましては、30年度から拡充をした関係でポイントに還元された人数については増加をしております。

女性のがん検診につきましても、近年のそういった乳がんや子宮がんのPR等にもよります、比較的对象者に対する検診率というのは上がっていると把握しているところであります。

以上です。

○議長（神田 直人君） ほかに質疑はありませんか。5番、眞鍋博君。

○議員（5番 眞鍋 博君） 予算書の12ページの歳入のまず町民税、法人の2,351万1,000円とその下の固定資産税1,000万円の詳細をお願いします。それから24ページの町債。災害復旧費として予算としては1億1,000円ぐらいを組んでいたのですが、今回8,800万円で、2,000万円ぐらい減額になっています。木城町の災害復旧に対する工事請負が、大方めどがついたということなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人君） 税務課長。

○税務課長（黒木 宏樹君） まず13ページの法人税ですが、これについては宮崎キヤノンの法人税が確定したために増額したというものになります。

それから、固定資産税については、調定の99.5%で収入見込みをしていますが、その実績が出ましたので、それによって増額しています。

以上です。

○議長（神田 直人君） 総務財政課長。

○総務財政課長（中井 諒二君） 25ページの町債の災害復旧債、これにつきましては公共土木施設災害復旧債、それから林道災害復旧債というのがあります。災害を受けた箇所につきましては全て発注をいたしております。減額になりましたのは、国の当初の予算につきましては見込みということで計上しましたので、その後には国の災害査定、それから入札によります減額、執行残、

そういったことで起債につきましては減額をしております。

以上でございます。

○議長（神田 直人君） 産業振興課長。

○産業振興課長（淵上 達也君） 今の部分で林道災害復旧債につきましては、当初補助率を65%としておりましたけれども、林道につきましては激甚災害指定がありましたので、95.7%と補助率が上がりましたので、その分地方債が下がったということです。

○議長（神田 直人君） 5番、眞鍋博君。

○議員（5番 眞鍋 博君） 最後確認ですが、木城町において台風災害の復旧事業は、工事請負が全て完了したということで捉えてよろしいですか。

○議長（神田 直人君） 産業振興課長。

○産業振興課長（淵上 達也君） 産業振興課関連につきましては、まだ森林災害復旧事業、これについては終了しておりません。今現状お願いしているのが災害に対する保険の査定。それをまずお願いをしております。それが終わったら、特殊地ごしらせ事業ということで国の補助事業で65%程度の補助があります。それによって岩淵地区の町有林の作業を行うということで、町が発注する部分があります。

○議長（神田 直人君） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） 町道関係の災害で、補助対象になった路線が9路線ございますが、全ての工事の発注はしております。工期的には9月ぐらいには全て完了するという事になっております。

以上でございます。

○議長（神田 直人君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） 以上で、本案に対する質疑は終わります。

次に、議案第29号専決処分の承認を求めるについて（平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算 第6号）を議題といたします。

議案第29号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号専決処分の承認を求めるについて（平成30年度木城町介護保険特別会計補正予算 第6号）を議題といたします。

議案第30号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第26号から議案第30号に対する質疑を終わります。

これより、議案第26号から議案第30号について議案番号順に従い、討論・採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第26号専決処分の承認を求めるについて（木城町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） 討論がありませんので採決に入ります。本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人君） 賛成全員。したがって、本案は、承認することに決定いたしました。

次に、議案第27号専決処分の承認を求めるについて（木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） 討論がありませんので採決に入ります。本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人君） 賛成全員。したがって、本案は、承認することに決定いたしました。

次に、議案第28号専決処分の承認を求めるについて（平成30年度木城町一般会計補正予算第10号）を議題といたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） 討論がありませんので採決に入ります。本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人君） 賛成全員。したがって、本案は、承認することに決定いたしました。

次に、議案第29号専決処分の承認を求めるについて（平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算 第6号）を議題といたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） 討論がありませんので採決に入ります。本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人君） 賛成全員。したがって、本案は、承認することに決定いたしました。

次に、議案第30号専決処分の承認を求めるについて（平成30年度木城町介護保険特別会計補正予算 第6号）を議題といたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） 討論がありませんので採決に入ります。本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人君） 賛成全員。したがって、本案は、承認することに決定いたしました。

次に、議案第31号監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、黒木泰三君の退場を求めます。

〔7番 黒木 泰三君 退場〕

○議長（神田 直人君） これより質疑に入ります。

議案第31号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） 質疑なしと認めます。

これより、議案第31号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） 討論がありませんので採決に入ります。

なお、採決は起立によることといたします。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人君） 賛成全員。したがって、本案は、同意することに決定いたしました。

黒木泰三君の着席を求めます。

〔7番 黒木 泰三君 着席〕

○議長（神田 直人君） ただいま、監査委員に選任されました黒木泰三君が議場におられますので、同意されたことを告知いたします。

日程第21. 各委員会の閉会中の調査

○議長（神田 直人君） 日程第21、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、各常任委員長から所管事務の調査について、議会運営委員会から議会の運営に関する事項、議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会・臨時会に係る事項について、議会広報編集特別委員長から議会広報の編集・調査等に関することについて、新田原基地対策特別委員長から基地対策に関することについて閉会中の調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長、議会広報編集特別委員長、新田原基地対策特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人君） ご異議なしと認めます。したがって、各常任委員長、議会運営委員長、議会広報編集特別委員長、新田原基地対策特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

○議長（神田 直人君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これで、令和元年第2回木城町議会臨時会を閉会いたします。

ここで、町長から発言を求められていますので、これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） お礼を申し上げたいと思います。第2回木城町議会臨時会における議案のご審議、まことにありがとうございました。

今議会上程の6議案、全て原案のとおり承認及び同意をいただきました。厚くお礼を申し上げます。

ご承知のように、統一地方選挙があり、徳仁天皇がご即位され、元号も令和と改元され、さらには夏に参議院選挙が予定をされているということで新たな体制のスタートの年となったところであります。

一方で今、地方自治体におきましては、地域主権と人口減少対策、そして変化に対応した行財政運営が求められていると思っております。そのためにも、小さくてもキラリと光るまちづくり、特色のあるまちづくりに向けて、議員各位のご理解、ご協力とご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。まして臨時会のお礼とさせていただきます。

改めまして5月臨時会、ありがとうございました。

○議長（神田 直人君） 議員の皆様は控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（河野 浩俊君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前10時32分閉会
